

Ⅲ こどもと暮らし

認可保育園・認定こども園・地域型保育事業・幼稚園・認可外保育施設

問：就園管理課 電話 086-803-1432

① 認可保育園・認定こども園・地域型保育事業・幼稚園

●保育利用（認可保育園・認定こども園・地域型保育事業）

就労や疾病などを理由として、保護者がこどもを家庭で保育できないとき、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。利用する際は、岡山市に申込みをして利用調整を受ける必要があります。

保育利用に係る保育料等については、3歳児クラス以上のこどもは無償です。

0～2歳児クラスについては、世帯の市区町村民税が非課税の場合は無償、ひとり親で所得割額 77,101 円未満の場合や多子世帯の場合は軽減制度があります。

●教育利用（認定こども園・幼稚園）

保護者の就労状況にかかわらず、就学前教育を提供します。利用申込みは各園にします。

教育利用に係る利用料の無償化については、満3歳から対象となります。

② 認可外保育施設

県や市からの認可を受けていない保育施設で、保護者との個別の契約によりこどもを預かる施設です。

認可外保育施設等の利用料について、3歳児クラス以上のこどもと、市区町村民税非課税世帯の0～2歳児クラスのこどもが無償化の対象となるためには、施設の利用前に岡山市への認定申請が必要です。

認可保育施設へ入園できず認可外保育園施設を利用している0歳児から2歳児クラスの低所得世帯のこどもには「低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付」で利用料の一部を給付しています。

病児保育

問：保育・幼児教育課(電話 086-803-1228)、
各自治体、各実施施設

こどもが病気の際に、保護者が仕事、疾病、出産、冠婚葬祭などのため家庭での保育が困難な場合に、医療機関等で病気のこどもを一時的に保育します。



1 対象児童

次のいずれかに該当する小学校6年生まで(小学校4年生以上の児童の受け入れは施設により異なります)の児童。

- ・当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難な児童
- ・病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難な児童

2 利用手続

施設毎に異なりますので、利用する施設にお問い合わせください。

3 利用可能施設

市町村	施設名	所在地	電話番号
岡山市	青木内科小児科医院内 山陽ちびっこ園	南区大福281-5	086-281-2277 (代表) 086-281-7866 (病児室直通)
	藪内小児科医院内 病児保育室みらい	中区中井一丁目 5-2	086-275-5036
	表町ファミリークリニック内 病児保育ルームドレミ	北区表町三丁目 10-71	086-222-4939 080-2904-4816 (病児室直通)
	黒田医院 うらら病児保育園	北区神田町二丁目 8-32	086-233-3531 ネット予約有
	撫川クリニック内 チャイルド・ケア ハーモニィ	北区撫川1470	086-292-8133
	山本医院内 ピオーネ病児保育室	南区泉田418-25	086-243-2011 070-6454-5205 (病児室直通)
	岡山大学鹿田キャンパス内 ますかっど病児保育ルーム	北区鹿田町二丁目 5-1 鹿田キャンパス内歯学部棟3階	086-235-7301 電話による事前予約必須
	青山こどもクリニック内 病児保育あおやま	北区田中625-8	086-246-3650
岡山市 (企業主 導型保育 施設)	ドルフィン・グレースこども園 杜の街	北区下石井二丁目 10-12 杜の街グレース オフィススクエア2階	086-238-3367
	おんぷ保育園	中区清水一丁目 6-37	086-230-0585
	ドルフィン・メイトこども園 操山東	中区海吉1848-1	086-368-2740

市町村	施設名	所在地	電話番号
岡山市 (企業主 導型保育 施設)	ジョウ・キンダーガーデン	中区海吉2307-3	086-230-0505
	ハートフル多聞 キッズルーム	東区瀬戸町瀬戸 12-1	086-952-5200
	つくし保育園 万倍園	南区万倍42-4	086-236-6682
倉敷市	羽島こども診療所内 病児保育所はしま	羽島199-1	086-426-5037
	田嶋内科内 ももっ子病児保育ルーム	児島柳田町 862	086-474-3310
	玉島病院内 玉島病院病児保育室	玉島乙島4030	086-522-4141
	あさき小児科内 あさき病児保育室	水島南幸町1-9	086-446-1110
津山市	河原内科・松尾小児科クリ ニック内 こどもデイケアルームさくら	二宮2137-10	0868-28-5570
	小畑醫院 病児保育室方舟	志戸部662-14	0868-25-2111
玉野市	たまの病院内 たまの病院病児・病後児保 育室	宇野二丁目1-20	0863-31-2101
笠岡市	笠岡第一病院内 笠岡第一病院病児保育室	横島1945	0865-67-0211
総社市	薬師寺慈恵病院内 薬師寺慈恵病院病児保育室	総社一丁目17-25	090-1186-1511
備前市	市立吉永病院内 備前市病児・病後児保育室	吉永町吉永中 563-4	090-7138-7377
瀬戸内市	瀬戸内市民病院内 瀬戸内市民病院病児保育室 「さんさんキッズ」	邑久町山田庄 862-1	0869-22-1234
真庭市	みんなのクリニック内 病児保育おひさま	惣195-5	070-3772-0630
	勝山病院内 病児保育ひまわり	本郷1811-2	070-4238-9439

岡山ファミリー・サポート・センター

育児の援助をしてほしい方(依頼会員)と援助したい方(提供会員)が会員になり、こどもの預かりや送迎について助け合う会員組織です。

1 費用

平日の午前7時から午後7時までの利用：1時間 700円

土日祝、年末年始(12/29～1/3)、平日の上記以外の時間での利用：1時間 900円

※以下の方を対象に利用料(実費を除く)の半額を助成します(事前申請要・利用限度あり)。

- ①ひとり親で児童扶養手当を受給している方
 - ②すべての世帯員の市民税が非課税の方
 - ③生活保護を受給している世帯の方
 - ④育児と親族の介護を同時に行っている世帯の方
 - ⑤同じ世帯に障害児がいる方
 - ⑥同じ世帯に小学生までの多胎児(双子・三つ子など)がいる方
- 必要書類等がありますので、詳しくは電話でお問い合わせください。

ホームページはこちら



2 会員の条件(岡山市在住の方)

依頼会員：おおむね生後3か月から小学生のこどもをお持ちの方。

提供会員：心身ともに健康で、こどもの預かりや送迎ができる方。資格経験は問いませ

ん。

※会員登録のための入会説明(予約制、入会申込書の記入と約1時間のセンターの利用説明)を受けてから会員となります。

入会説明予約は岡山市公式LINEから可能です。

名称	所在地	電話番号・E-mail
岡山ファミリー・サポート・センター	岡山市北区大供一丁目1-1 岡山市庁舎9階(新庁舎移転後は2階)	☎ 086-227-2525 ✉ famisapo@city.okayama.jp

放課後児童クラブ

昼間、保護者が仕事などで家庭にいない小学生のために、児童クラブが設置されています。児童クラブは、岡山市や地元の運営委員会等が運営し、遊びなどを通じて、こどもの育成支援を行っています。ひとり親家庭の場合、入所点数が加算される、また利用料が減免される場合があります。詳しくはホームページをご参照ください。

問：＜岡山市が運営する児童クラブ＞

地域子育て支援課 電話 086-803-1589

＜運営委員会等が運営する児童クラブ＞

各児童クラブ



岡山市子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が出産・病気・看護・災害等でこども(18歳未満)の養育が一時的に困難になった場合、こどもが乳児院・児童養護施設に宿泊して、生活援助(食事の提供、入浴等)を受けることができます。

問：各福祉事務所内「こども家庭センター(こども・家庭に関する相談窓口)」(P4)

母子生活支援施設

18歳未満のこどもを養育しているお母さんが、生活上のいろいろな問題のため、こどもの養育が充分できない場合に、お母さんとこどもと一緒に入所して自立に向けた支援を受けることができる施設です。

問：各福祉事務所内「こども家庭センター(こども・家庭に関する相談窓口)」(P4)

乳児院、児童養護施設、里親制度

保護者が長期間にわたり病気で入院するなどして、こどもの世話ができなくなったとき、保護者にかわって養育する施設や制度です。

乳児院、児童養護施設は、乳児や児童を預かって養育する施設です。

里親は、岡山市が認定した個人に、児童を預けてその家庭で養育する制度です。

問：こども総合相談所(086-803-2525)

生活保護制度

病気や失業などで収入が少なく生活に困っている方に対しては、生活保護の制度があります。生活保護は、厚生労働大臣の定める保護基準で算定したその世帯の最低生活費と収入を比較し、収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分について、生活費を支給するものです。

問：各福祉事務所

(市外局番 086)

名 称	住 所	電話番号
岡山市北区中央福祉事務所	岡山市北区鹿田町一丁目 1-1	803-1209
岡山市北区北福祉事務所	岡山市北区谷万成二丁目 6-33	251-6530
岡山市中区福祉事務所	岡山市中区赤坂本町 11-47	901-1231
岡山市東区福祉事務所	岡山市東区西大寺中二丁目 16-33	944-1822
岡山市南区西福祉事務所	岡山市南区妹尾 880-1	281-9620
岡山市南区南福祉事務所	岡山市南区福田 690-1	230-0321

子ども医療費助成制度



申請：区役所市民保険年金課・支所・地域センター・福祉事務所

問：医療助成課 電話 086-803-1219

岡山市に住所を有する高校生等までのお子さんが病院などで受診された場合、医療費(保険診療分)の自己負担額を一部または全額助成します。

＊所得制限はありません。

＊生活保護受給中の方は対象となりません。

＊高校生等とは在学の有無に関わらず、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの方

＊中学生・高校生等の通院は、心身障害者・ひとり親家庭等医療費助成が優先します。

1 助成後の負担割合

対象者	通院	入院
就学前・小学生	無料	無料
中学生・高校生等	1割 (自己負担上限額44,400円/月)	

＊中学生・高校生等が指定医療機関で、小児慢性特定疾病・自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）、指定難病の治療を受ける場合は、認定を受けている疾病に係る治療に限り、通院医療費の自己負担額が無料になります。

2 助成範囲

保険診療にかかる自己負担額の一部または全額

＊文書料、予防接種、健康診断、選定療養（差額ベッド代等）など、保険診療外のもの及び食事代は助成対象外

3 受給資格証の交付申請手続き

岡山市のホームページから電子申請または区役所市民保険年金課・支所・地域センター・福祉事務所へ申請してください。

(持参するもの)

- ① 申請する保護者の本人確認書類

4 払い戻しがある場合

次のような場合で医療機関・薬局等の窓口で自己負担金を支払ったときは、申請により払い戻されます。

- ① 県外の医療機関・薬局等にかかったとき
- ② 県内の医療機関・薬局等で子ども医療費受給資格証を提示せずに受診したとき

ひとり親家庭等医療費助成制度



申請：福祉事務所・支所・区役所市民保険年金課・地域センター

問：福祉事務所・支所（P45）・医療助成課

ひとり親家庭等の方が病院などで受診された場合、医療費(保険診療分)の自己負担額を一部助成します。あらかじめ受給資格者としての認定が必要です。

1 対象者

岡山市内に住所を有し、健康保険に加入する方で次に該当する方

- ① 18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の親と児童
- ② 父母のいない18歳未満の児童
- ③ 父母のいない18歳未満の児童を養育している配偶者のいない者

＊生活保護受給中の方は対象となりません。

＊児童が高等学校在学中は在学証明書等の提出により、最長で20歳の年度末まで対象。

＊受給対象者全員の前年(ただし1～6月は前々年)の所得税(税額控除前)が非課税であること。(19歳未満の税法上の扶養者数による調整を行い、所得税非課税相当として資格が持てる場合があります。)

2 一部負担金

医療費の自己負担が1割になります。ただし、受給資格者と同じ医療保険に加入している世帯の所得に応じて、ひと月の自己負担限度額があります。

3 受給資格証の交付申請手続き

福祉事務所・支所・区役所市民保険年金課・地域センターへ申請してください。

(持参するもの)

- ① 医療保険の加入状況が確認できるもの もしくはマイナ保険証等(国民健康保険の場合は、加入者全員のもの。被用者保険の場合は、受給対象者及び被保険者のもの。)
- ② ひとり親家庭等であることを証明する書類(戸籍謄本、児童扶養手当証書など)
- ③ 他市町村からの転入の場合は、受給対象者と同じ医療保険に加入している世帯全員(被用者保険の場合、受給対象者及び被保険者)の所得課税(非課税)証明書(18歳未満の方は所得がある場合のみ必要) もしくはマイナンバーカード
- ④ 申請者の振込口座がわかるもの
- ⑤ 本人確認書類

4 払い戻しがある場合

次のような場合で医療機関・薬局等の窓口で自己負担金を支払ったときは、申請により払い戻されます。

- ① 県外の医療機関・薬局等にかかったとき
- ② 県内の医療機関・薬局等でひとり親家庭等医療費受給資格証を提示せずに受診したとき

養育費履行確保支援について

相談・申請：お住まいの住所地を管轄する福祉事務所の母子・父子自立支援員（事前に電話で、相談日をご予約ください。P4）

●養育費について取り決めた公正証書や調停調書等の作成に要した費用を補助します。

1 対象者

市内に居住し、交付申請時にひとり親であり次の要件を全て満たす方

- ① 養育費についての公的書類（公正証書（「強制執行認諾付」）、家庭裁判所の調停調書、判決書）を6か月以内に作成し、その費用を負担した方
- ② 養育費対象の児童を養育する市内在住の方
- ③ 過去に同一児童を対象として同様の補助金を交付されていない方

2 補助の対象及び補助額

公証人手数料、家庭裁判所の調停申し立てや裁判に要する収入印紙代及び弁護士など代理人報酬、その他戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代（養育費の取り決めに係るものに限る。）で、申請者が負担した実費（上限50,000円）

- 3 申請 公正証書等を作成した日から原則6か月以内に所定の申請書に必要書類を添えて申請。詳細はホームページをご覧ください。

●養育費保証契約を保証会社等と締結する際に要した経費の一部を補助します。

1 対象者

市内に居住し、交付申請時にひとり親であり次の要件を全て満たす方

- ① 養育費の取り決めに係る債務名義を有している方
- ② 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方
- ③ 養育費対象の児童を養育する市内在住の方
- ④ 過去に同一児童を対象として同様の補助金を交付されていない方

2 補助の対象及び補助額

保証会社等と契約を締結する際に、保証料として申請者が負担した実費（上限50,000円）

- 3 申請 保証契約を締結した日から原則6か月以内に所定の申請書に必要書類を添えて申請。詳細はホームページをご覧ください。

(参考)養育費保証契約の内容は、保証会社のホームページを参照してください。

株式会社 Casa <https://casa-inc.co.jp>

ジェイリース株式会社 <https://www.j-lease.jp/lp/j-mirai>

株式会社イントラスト <https://fair-life.jp/child-support/>

株式会社チャイルドサポート <https://childsupport.co.jp>

※なお養育費や面会交流に関するご相談はP7, P8をご参照ください。

こどもの修学・進学に関する制度



1 就学援助 問：就学課 電話 086-803-1587

(1) 小・中学校・義務教育学校での学習に必要な費用にお困りの方に

対して、学用品費や修学旅行費等の一部、給食費等(実費)が支給されます。

家族全員の合計所得金額が基準額以下の場合、または児童扶養手当を受けられている場合に認定となり援助が受けられます。

- ・申請時期：5月～6月上旬（第1次申請） 第1次申請締め切り以降は随時申請
- ・申請方法：オンライン申請または教育委員会就学課へ郵送
- ・必要なもの：保護者名義の預金通帳のコピー（口座番号が確認できるページ）

（オンライン申請の場合は写真を添付してください）及び下記の表の通り

申請条件		添付書類	
児童扶養手当を受けている人		・通帳のコピー ・児童扶養手当証書のコピー	
その他の人で、令和8年1月1日の住所が	岡山市内	・通帳のコピー	（手帳がある人のみ） 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等のコピー
	他市町村	・通帳のコピー ・その住所地の市町村が発行する令和8年中の所得証明書	

※ 第1次申請は4月分（1学期分）から援助対象です。第1次申請締め切り後の申請分は申請月から援助対象です。

申請は毎年度必要です。前年に引き続き援助を希望される場合は、必ず5月に申請してください。就学課ホームページ、「市民のひろばおかやま」でもお知らせしています。

(2) 翌年4月に小学校・義務教育学校入学予定で入学費用にお困りの方に対して、新入学準備費が支給されます。

- ・申請時期：12月上旬
- ・申請方法：オンライン申請または教育委員会就学課へ郵送
- ・必要なもの：保護者名義の預金通帳のコピー（口座番号が確認できるページ）

（オンライン申請の場合は写真を添付してください）及び上記の表のとおり

2 岡山市高校生応援金 問：こども福祉課 電話 086-803-1221

家庭の経済状況で子どもたちが進学や卒業を諦めることがないよう、高校生等を対象として、成績審査なし・返済不要の応援金を給付します。(旧：給付型奨学金)

(1) 給付額 年額 60,000 円 (通信制高校は 37,000 円)

(2) 対象 次の要件をすべて満たす人が対象です。

- ① 高等学校等(特別支援学校は除く)に在学している人
- ② 令和8年7月1日に保護者が岡山市内に居住している人
- ③ 在学に入学または編入した年度の4月1日に18歳未満の人
- ④ 次のいずれかの世帯に属する人(生活保護世帯を除く)

ア 保護者全員(※)の令和8年度の市区町村民税所得割額が0円の人

イ 家計急変により収入が減少し、翌年度の保護者等全員の所得割額が非課税となることが見込まれる世帯の人

※保護者とは応援金の申請を行う高校生等を現に監護・養育する父、母又は養父母。

なお令和7年度から、保護者のみの所得が審査対象です。

(3) 申請 令和8年7月1日～令和8年9月30日の間に申請書類・添付資料を次の応援金事務センターまで郵送か持参して申請してください。

家計急変の事由で申請する人は、令和9年1月29日まで随時受け付けます。

岡山市高校生応援金事務センター (050-3665-7997)

〒700-0024 岡山市北区駅元町 1-6 岡山フコク生命駅前ビル9階

※申請方法、申請書類、対象となる学校など、詳細は上記のコードから、同課HP掲載の募集要項をご覧ください。



3 高校生等教育給付金(岡山県)

教育費負担の大きい低所得者世帯に対して、授業料以外の教育費に充てるため、世帯構成等に応じて、返還不要の教育給付金を支給します。

令和8年度より、対象が中所得者世帯(全日制等・通信制は年収490万円程度)まで拡充されました。

【対象世帯】

- ・生活保護受給世帯
- ・都道府県民税・市町村民税所得割非課税世帯
- ・年収約270万円以上約380万円未満の世帯
- ・年収約380万円以上約490万円未満の世帯(全日制等・通信制)
- ・年収約380万円以上約600万円未満の多子世帯(専攻科のみ)
(多子世帯とは同時に扶養する子どもが3人以上の世帯)
- ・家計急変により上記世帯相当と認められる世帯

問：県内の高校生等は各学校へ、県外の高校生等は下記へ

【国公立】岡山県教育庁財務課 086-226-7572

【私立】岡山県総務部総務学事課 086-226-7198

4 進学のための貸付制度

◎日本学生支援機構奨学金（貸付型・給付型） 問：在学している学校

◎岡山県育英会奨学金 問：公益財団法人岡山県育英会 電話 086-226-7598

◎岡山県私学振興財団奨学金

問：公益財団法人岡山県私学振興財団 電話 086-224-7481

◎母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度(31ページ参照)

就学支度資金・修学資金 問：福祉事務所の母子・父子自立支援員

◎生活福祉資金貸付制度(31ページ参照)

問：社会福祉協議会

こどもの学習支援に関する制度

1 学習サポート事業 相談・申請：こども福祉課（☎：086-803-1221）または 生活保護・自立支援課（☎086-803-1349）

児童扶養手当全部支給世帯または生活保護受給世帯等の小学生～高校生世代（20歳未満）のお子さんに学習支援・生活支援を実施することで、基礎学力の向上を図るとともに、生活に関する相談支援や進路についての支援を行います。

（1）通所型（スウィング）

小学5年生～高校生世代対象の通所型の学習支援教室です。原則週に2回、1回2時間実施します。市内複数会場で実施します。

（2）訪問・遠隔型（まなさぼ）

小学1年生～高校生世代が対象です。原則週に1回、1回1時間、各家庭への訪問やタブレット等を利用したリモートでの学習・生活支援を行います。

2 受験料等支援金（岡山市生活困窮世帯受験料等支援金給付事業）

問：こども福祉課（☎：086-803-1221）生活保護・自立支援課（☎086-803-1349）

岡山市に在住し、申請時点で、児童扶養手当全部支給世帯または生活保護受給世帯のこどもが受験する大学等の受験料や模擬試験受験料について支援金を給付します。

（1）大学等受験料支援金

① 対象費用 20歳未満のこどもが、令和8年度に大学等(大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校4年)を受験する際の受験料

② 支給額 ①に該当する受験料として支払った額(こども1人当たり上限53,000円)

(2) **模擬試験受験料支援金**

① 対象費用 進学のための受験に向けた模擬試験の受験料

② 支給額 次のいずれか該当する額

ア 令和8年度に大学等を受験する、20歳未満のこどもが受ける模擬試験の受験料として支払った額。ただし、こども1人当たり**上限8,000円**

イ 令和8年度に中学3年生が進学のための受験に向けた模擬試験の受験料として支払った額。ただし、こども1人当たり**上限6,000円**

(3) 申請 申請書に受験料を支払ったことが確認できる領収書等を添付して次まで郵送で申し込んでください。申請期限 令和9年3月31日(必着)

① 児童扶養手当全部支給世帯：〒700-8544 北区大供 1-1-1 こども福祉課

② 生活保護世帯：〒700-8546 北区鹿田町 1-1-1 生活保護・自立支援課

Ⅳ 貸付制度

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

1 貸付の対象

- ① この資金の貸付を受けることで経済的自立の助成と生活意欲の助長が図られること。
- ② 必ず償還する意思があり、確実な償還計画を立てられること。
- ③ 配偶者のない女子もしくは男子で、次のいずれかに該当すること（ただし、資金によっては貸付対象者が限定されています）。

＜母子福祉資金＞

- ・母子家庭の母(配偶者のない女子で現に20歳未満の児童を扶養している者)
- ・父母のない児童(20歳未満)

＜父子福祉資金＞

- ・父子家庭の父(配偶者のない男子で現に20歳未満の児童を扶養している者)

＜寡婦福祉資金＞

- ・寡婦(配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であった者)
- ・40歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者

※寡婦資金は、扶養する子等がない場合は所得制限があります。

貸付には原則として連帯保証人が必要です。

2 貸付の種類(32・33・34ページの表をご覧ください。)

相談・申請：お住まいの住所地を管轄する福祉事務所の母子・父子自立支援員
事前に電話で、相談日をご予約ください。（P4）

生活福祉資金貸付制度

低所得世帯や、高齢者世帯・障害者世帯などに対して、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、生活の安定を確保することを目的とした制度です。原則として連帯保証人が必要で、民生委員の相談支援により貸付けが行われることとなります。

問：お住いの住所地の社会福祉協議会(45ページ参照)

〔留意点〕

資金の種類ごとに貸付額や返済期間などが決められており、貸付に際して審査があります。また、母子・父子・寡婦世帯の方は、母子・父子・寡婦福祉資金が優先されます。



母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の種類

令和8年度

貸付金の種類	内 容	貸付金額の限度	償還期間
就学支度資金	・小学校・中学校への入学に際し必要な資金（所得税非課税か同程度の経済事情にある場合に限る）	・小学校 91,600 円以内 ・中学校 101,000 円以内	10 年以内
	・高等学校、専修学校（一般課程・高等課程）への入学に際して必要な資金	国公立 ・自宅通学 150,000 円以内 ・自宅外通学 160,000 円以内 私立 ・自宅通学 410,000 円以内 ・自宅外通学 420,000 円以内	10 年以内 ・専修学校（一般課程） 5 年以内
	・大学（短期大学を含む）、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程又は専攻科）への入学に際し必要な資金	国公立 ・自宅通学 420,000 円以内 ・自宅外通学 430,000 円以内 私立 ・自宅通学 580,000 円以内 ・自宅外通学 590,000 円以内	10 年以内
	・就職・事業開始に必要な知識技能を習得する為の施設（厚生労働大臣が定めるもの）への入所に際し必要な資金	・自宅通所 272,000 円以内 ・自宅外通所 282,000 円以内	5 年以内
修学資金	・児童等の修学に必要な資金	別表 1：修学資金貸付限度額 （月額一覧表）で定める金額以内 ただし、前年所得が 682 万円以上など所得が一定以上の場合、別表 2 を適用	・3 年以上の貸付 10 年以内 ・2 年以上 3 年未満の貸付 6 年以内 ・2 年未満の貸付 3 年以内 ・専修学校（その他の課程） 5 年以内
修業資金	・児童等が就職・事業開始に必要な知識技能を習得するのに必要な資金	・月額 68,000 円以内 5 年以内 ・全日制高校 3 年在学中に就職を希望する児童が、就職のために自動車運転免許を取得する場合は 460,000 円以内	・1 年を超える貸付 6 年以内 ・1 年までの貸付 3 年以内
就職支度資金	・母子家庭の母・父子家庭の父・児童・寡婦が就職に際し必要な資金	・110,000 円以内 ・通勤のために自動車を購入する場合（公共交通機関の事情、就労形態等やむを得ない場合に限る）は購入費を含めて 340,000 円以内	6 年以内
生活資金	・母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦が技能習得資金又は医療介護資金の貸付けを受けている期間中の生活を維持するのに必要な資金	・技能習得：月額 141,000 円以内 5 年以内 ・医療介護：月額 118,000 円以内 1 年以内 ・母もしくは父が生計中心者でない場合、及び現に扶養する子のない寡婦の場合 月額 79,000 円以内	・2 年を超える貸付 10 年以内 ・2 年までの貸付 6 年以内 ・1 年までの貸付 3 年以内 （医療介護）5 年以内
	・配偶者のない女子となって 7 年未満の母子家庭の母・配偶者のない男子となって 7 年未満の父子家庭の父が自立と生活の安定を図るのに必要な資金	・月額 118,000 円以内 2 年以内 ・母もしくは父が生計中心者でない場合 月額 79,000 円以内	8 年以内
	・母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦が失業期間中における生活の安定と再就職活動の促進を図るのに必要な資金	・月額 118,000 円以内 1 年以内 ・現に扶養する子のない寡婦及び現に扶養する子の生計を維持していない寡婦の場合 月額 79,000 円以内	5 年以内

貸付金の種類	内 容	貸付金額の限度	償還期間
生活資金	・家計急変に対する生活の安定と自立を図るための資金	・児童扶養手当に準拠した額（全部額支給）の範囲内 原則3か月以内（1年まで延長可）	10年以内
転宅資金	・母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦が住居を移転するのに必要な資金	・260,000円以内	3年以内
技能習得資金	・母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦が、就職や事業開始に必要な知識技能を習得するのに必要な資金	・月額 68,000円以内 5年以内 ・自動車運転免許取得は460,000円以内	・2年を超える貸付 10年以内 ・2年までの貸付 6年以内 ・1年までの貸付 3年以内
医療介護資金	・医療を受けるのに必要な資金 ・介護保険法に規定する保険給付に係るサービスを受けるのに必要な資金	・（医療）340,000円以内（特別の場合510,000円以内） ・（介護）500,000円以内	5年以内
住宅資金	・母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦が住宅を建設・購入・補修・保全・改築・増築するのに必要な資金	・1,500,000円以内（特別の場合2,000,000円以内）	6年以内（特別の場合7年以内）
事業開始資金	・母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦・母子父子福祉団体が事業を開始するのに必要な資金	・3,720,000円以内 ・母子父子福祉団体5,580,000円以内	7年以内
事業継続資金	・母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦・母子父子福祉団体が事業を継続するのに必要な資金	・1回につき1,860,000円以内	7年以内
結婚資金	・母子家庭の児童・父子家庭の児童・寡婦が扶養している20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	・340,000円以内	5年以内

【注】

高等教育の修学支援新制度（以下、新制度という）による大学等就学支援を受ける方へ

・就学支度資金の貸付限度額について

所定の限度額から入学金の減免額を控除した額を貸付限度額とします。

・修学資金の貸付け限度額について

所定の限度額から授業料減免及び給付型奨学金の額に相当する額を控除した額を貸付限度額とします。

・就学支度資金及び修学資金の償還について

就学支度資金や修学資金を貸し付けた後、新制度による支援が決定し、授業料等減免に伴う還付金や給付型奨学金の過月分の給付が行われた場合、貸し付けた額のうち、新制度による授業料の減免額や給付型奨学金に給付額に相当する額について、それぞれの給付を受けた日から6か月以内に償還することとなります。

別表 1：修学資金貸付限度額（月額一覧表）（単位 円）

学 校 種 別			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
高等学校 専修学校 （高等課程）	国公立	自 宅 通 学	27, 000	27, 000	27, 000		
		自宅外通学	34, 500	34, 500	34, 500		
	私 立	自 宅 通 学	45, 000	45, 000	45, 000		
		自宅外通学	52, 500	52, 500	52, 500		
高等専門 学校	国公立	自 宅 通 学	31, 500	31, 500	31, 500	67, 500	67, 500
		自宅外通学	33, 750	33, 750	33, 750	76, 500	76, 500
	私 立	自 宅 通 学	48, 000	48, 000	48, 000	98, 500	98, 500
		自宅外通学	52, 500	52, 500	52, 500	115, 000	115, 000
専修学校 （専門課程 又は専攻科）	国公立	自 宅 通 学	67, 500	67, 500			
		自宅外通学	78, 000	78, 000			
	私 立	自 宅 通 学	89, 000	89, 000			
		自宅外通学	126, 500	126, 500			
短期大学	国公立	自 宅 通 学	67, 500	67, 500			
		自宅外通学	96, 500	96, 500			
	私 立	自 宅 通 学	93, 500	93, 500			
		自宅外通学	131, 000	131, 000			
大 学	国公立	自 宅 通 学	71, 000	71, 000	71, 000	71, 000	
		自宅外通学	108, 500	108, 500	108, 500	108, 500	
	私 立	自 宅 通 学	108, 500	108, 500	108, 500	108, 500	
		自宅外通学	146, 000	146, 000	146, 000	146, 000	
大学院	修 士 課 程		132, 000	132, 000			
	博 士 課 程		183, 000	183, 000	183, 000		
専修学校（一般課程）			55, 500	55, 500			

別表 2：修学資金貸付限度額（月額一覧表）※前年所得が一定以上の場合（単位 円）

学 校 種 別			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
高等学校 専修学校 （高等課程）	国公立	自 宅 通 学	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500		
	私 立	自 宅 通 学	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500		
高等専門 学校	国公立	自 宅 通 学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私 立	自 宅 通 学	48,000	48,000	48,000	89,000	89,000
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	102,500	102,500
専修学校 （専門課程 又は専攻科）	国公立	自 宅 通 学	67,500	67,500			
		自宅外通学	77,500	77,500			
	私 立	自 宅 通 学	84,500	84,500			
		自宅外通学	108,500	108,500			
短期大学	国公立	自 宅 通 学	67,500	67,500			
		自宅外通学	86,500	86,500			
	私 立	自 宅 通 学	86,500	86,500			
		自宅外通学	110,500	110,500			
大 学	国公立	自 宅 通 学	69,500	69,500	69,500	69,500	
		自宅外通学	92,500	92,500	92,500	92,500	
	私 立	自 宅 通 学	95,000	95,000	95,000	95,000	
		自宅外通学	121,000	121,000	121,000	121,000	
大学院		修 士 課 程	132,000	132,000			
		博 士 課 程	183,000	183,000	183,000		
専修学校（一般課程）			55,500	55,500			

表の額はあくまで限度額であり、申請にあたっては必要額を精査します。